ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

有限責任事業組合(日本版 LLP)の創設

国立国会図書館　ISSUE BRIEF NUMBER 479 (Apr.7.2005)

はじめに
Ⅰ　有限責任事業組合（日本版 LLP）の特徴
１　出資者全員の有限責任制
２　内部自治原則
３　構成員課税の適用
Ⅱ　日本版 LLP と他の事業組織との比較
Ⅲ　日本版 LLP の活用方法
Ⅳ　英米等の LLP 制度
1　英国の LLP
2　米国の LLP
3　シンガポールの LLP
4　その他の国の LLP
おわりに

経済産業課

(高澤（たかざわ）　美有紀（みゆき）)

調査と情報

第４７９号

はじめに

現在、事業組織の形が大きく変わろうとしている。法制審議会（法相の諮問機関）会社法（現代化関係）部会では、会社法制の現代化が審議され、平成 16 年 12 月に「会社法制の現代化に関する要綱案」が決定された。第 162 回国会に、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）「第二編　会社」と有限会社法（昭和 13 年 4 月 5 日法律第 74 号）等を一体化した「会社法案」（第 162 回国会閣法第 81 号）が提出された。この法案は、有限会社を廃止して株式会社に一本化するとともに、新たな会社類型として「合同会社」（以下、日本版 LLC（Limited Liability Company の略）とする。）を創設するものである。合同会社は、有限責任制の会社であるが、その内部規律については、機関設計や利益配分などを契約で自由に決めることができる。法人格を有するため、課税は法人課税となる。

これとは別に、経済産業省は、平成 16 年 9 月に「有限責任事業組合制度に関する研究会（日本版LLP研究会）」を設け、「会社法案」だけでは対応しきれないニーズに応えることを目指し、「会社」でも「組合」でもない新たな事業組織として「有限責任事業組合」（以下、日本版LLP（Limited Liability Partnershipの略）とする。）の創設を提案している[1]。この提案に基づき、今国会には、「有限責任事業組合契約に関する法律案」（第 162 回国会閣法第 17 号）（以下、LLP法案とする。）が提出された。以下では、日本版LLPの特徴、他の事業組織との比較、主要国のLLP制度を紹介する。

Ⅰ　有限責任事業組合（日本版 LLP）の特徴

第 162 回国会で創設される予定の日本版 LLP 制度には、① 構成員の責任が限定されている、② 柔軟な出資方法が可能である、③ 構成員に直接課税される、という 3 つの特徴がある。現行法には、このような特徴を有する事業組織がないため、日本版 LLP の活用が期待されている。以下では、日本版 LLP の特徴を、LLP 法案の内容とからめて説明する。

１　出資者全員の有限責任制

ソフトウェアやアニメ産業などは、大規模な設備投資をしなくても利益をあげられる反面、技術やアイデアに対して、迅速に資金を投入する必要がある。しかし、多くの株主を抱える株式会社では、出資者の責任が限定されるというメリットがある反面、組織の肥大化や意思決定の硬直化などから、迅速な対応が困難である。他方、民法上の組合では、迅速な意思決定が可能な反面、組合員は債権者に対し無限責任を負う。このため、これまでは、リスクの高い新規事業への出資をためらうケースも多かった。これらの問題を解決するためには、構成員の責任を限定し、かつ迅速な経営意思決定のできる事業組織が必要である。このような事業組織を設けることで、会計事務所などの専門家集団やベンチャー企業の活動範囲は広がるはずである。

日本版LLPの構成員は全員、出資額の範囲内で債務返済責任を負う（LLP法案第 15

[1] 有限責任事業組合制度に関する研究会『有限責任事業組合制度の創設の提案（中間とりまとめ）』2004.12.17.

条)。しかし、有限責任制では、債権者の保護が不十分になるおそれがあるので、債権者保護を以下のような形で徹底する。① 有限責任事業組合の登記を義務付けている（同法案第 8 条)。民法上の組合の場合、組合契約は必ずしも正式な文書でなくてもよいが、日本版LLPでは登記を義務付けることで、有限責任であることを第三者にも知らしめる[2]。② 財務諸表の作成と債権者に対する開示を義務付けている（同法案第 31 条)。③ LLP契約は、出資者がすべての出資を履行することによって、初めて効力が生じる（同法案第 3 条)。これは、株式会社の資本金に相当する財産を、日本版LLP設立の際にも保持させることを目的としている[3]。④ 債務超過時の利益分配の禁止（同法案第 36 条）など、財産分配規制を義務付ける。金銭を出資者に分配する時には、必ずある程度の財産を日本版LLPに残しておくことを目的とするものである[4]。

２　内部自治原則

産学連携やベンチャー企業の起業を促進するためには、新しい技術やアイデア等を、資金の代わりに提供することを認め、貢献度に応じて自由に利益を配分できるようにする必要がある。こうした仕組みができれば、企業や大学の知的財産の活用に結びつき、新産業の創造につながると期待されている[5]。

そこで、日本版 LLP では、金銭以外の労働、知的財産、ノウハウ等の柔軟な出資方法を認め、出資比率と異なる利益分配を行うことができる（同法案第 33 条)。株式会社では、金銭的な出資割合に応じて利益等の分配を行わなくてはならないが、金銭以外の提供による利益配分を認めることで、知的財産やノウハウを機動的に活用することが可能となる。

日本版 LLP の意思決定は、原則として出資者全員で行い（同法案第 12 条)、全員が業務執行に参加する（同法案第 13 条)。株式会社と異なり、業務執行者に対する監視は、出資者間で柔軟に決定することができ、取締役会や監査役などの監視機関の設置を強制しない。

３　構成員課税の適用

会社組織に対する法人課税と、出資者に対する配当課税という二重課税の問題も解決が必要である。現行法では、二重課税を避けるためには、法人格のない事業組織を用いるしかない。しかし、法人格のない民法上の組合では、構成員が無限責任を負わねばならない。経済産業省が日本版LLPの導入を急いでいる最大の理由は、事業組織に法人課税をせずに、構成員に対して直接課税する方式（構成員課税）を、早期に実現するためであるとの指摘もある[6]。日本経済団体連合会も、構成員課税の導入を求めている[7]。

そこで、日本版LLP制度では構成員課税を採用し、匿名組合や民法上の組合の形を

---

[2] 石井芳明「日本版LLP（有限責任事業組合）制度の導入に向けて」『日本貿易会月報』621 号, 2005.1,p.29.
[3] 同上, pp.29-30.
[4] 同上, p.30.
[5] 宍戸善一「日本版LLCとLLP」『日本経済新聞』2004.10.27.
[6] 同上.
[7] 日本経済団体連合会「平成 17 年度税制改正に関する提言」2004.9.21.
＜http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/072/honbun.html#part2＞

とることなく、二重課税の回避を可能にしている。しかし、日本版LLPが構成員課税であることを悪用して、課税逃れの目的で日本版LLPを利用する恐れもある。そこで、全構成員が何らかの業務執行に参加することが要求されている（同法案第 13 条第 2 項）。ただし、現実には、業務執行の範囲を法律で確定することは困難であるため、ガイドラインが作成される予定である[8]。なお、「会社法案」で創設される予定の合同会社（日本版LLC）は法人格を有するため、法人課税の方式がとられる。

図１は、日本版 LLP の課税方法を、ごく単純化して示したものである。利益が出た場合も、損失が生じた場合も、税負担額は LLP の方が軽くなる。

共同事業体（企業同士の合弁。親会社の出資比率は 25%未満とする。）で 1000 万円の利益が出た場合は、次のようになる。共同事業体が株式会社の場合は、利益 1000 万円に対して、400 万円（ここでは、地方税を含めた実効税率を 40%として計算）の課税となる。出資者（親会社）が法人の場合は、受取配当益金不算入[9]（法人税法第 23 条第 1 項）により、配当の 50%だけが課税され、税額は 120 万円となる。以上から、税負担合計額は 520 万円となる。これに対して、共同事業体が日本版LLP場合、LLP本体には課税されないため、LLPの出資者たる法人に対する課税 400 万円のみである。

共同事業体に 1000 万円の損失が出た場合は、共同事業体が株式会社でも日本版 LLP でも課税されない。しかし、出資者たる法人が、他の事業で 1000 万円の利益を得ている場合には、共同事業体が株式会社であると、出資企業（親会社）の所得と通算することができず、1000 万円の所得に対して課税される。これに対し、共同事業体が日本版 LLP の場合は、LLP の損失と出資企業（親会社）の所得が通算されるため（損益通算）、所得は 0 となり、税額はかからない。

図1　株式会社と日本版LLPの課税の違い

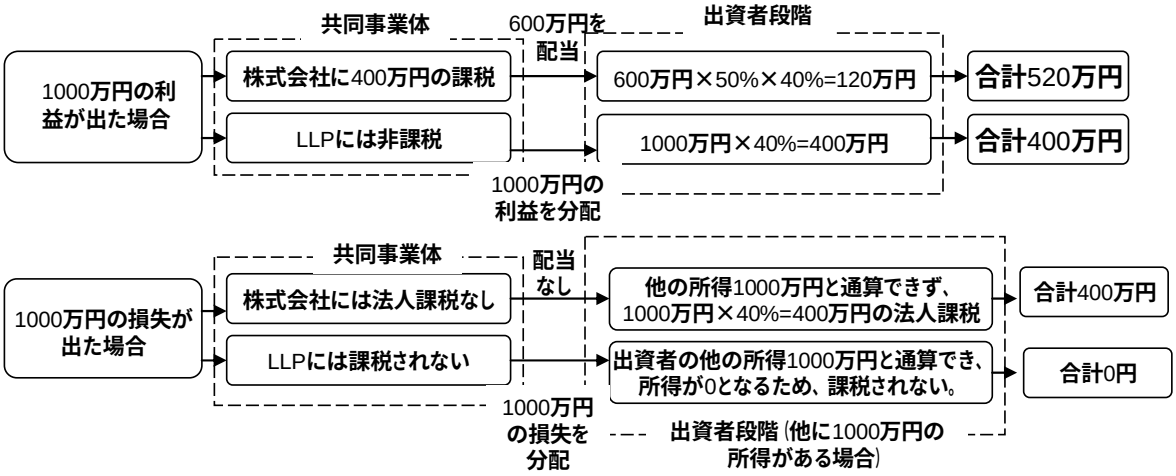

（出典）「有限責任事業組合契約に関する法律（案）について」『METI 情報』通産情報社，2005.2.25.p.5 に基づき作成。

---

[8] 石井　前掲論文注 2, p.30.

[9] 配当が法人株主に分配されて法人税を課税された後に、個人株主に配当として分配されると、法人株主を経由しない場合の配当よりも重い税負担となる。そこで、税負担を調整する目的で、益金不算入制度が設けられている。（『DHCコンメンタール法人税法』第一法規出版，加除式，　p.1203.）

Ⅱ　日本版 LLP と他の事業組織との比較

日本版 LLP は、既存の事業組織の長所を併せ持っているため、機動的な事業運営が可能になると期待されている。以下では、他の事業組織と比較した際の、LLP の特徴を紹介する。巻末の「表１」は、主要な事業組織を、法人格の有無、名称の登記の可否、事業目的、内部関係、構成員の責任、課税方法、債権者保護の観点から、比較したものである。

日本版 LLP を含めた組合組織には、法人格がないが、日本版 LLC や株式会社は、会社法で規定される法人である。日本版 LLP が、法人格を有すると法人課税となるため、今回の法案では、法人格を持たない事業組織となっている。なお、取引上の不都合がないように、組合の名称と所在地等は登記することになっている。

事業目的は、投資事業組合以外の事業組織では、厳格な制限はない。内部関係については、株式会社以外は自由に定めることができる。これは、組合は組合員の契約により成立する関係であるし、日本版 LLC は、柔軟な内部関係による機動的な経営を目的としているからである。株式会社は、多数の株主の意思を経営に反映させる必要があるため、内部関係を定款で定めることになっている。

構成員の責任内容は、組合や投資事業組合では無限責任組合員がおり、組合の債務等を負担する。日本版 LLP と日本版 LLC、株式会社は、出資の範囲内でのみ責任を負う有限責任の構成員から成る。構成員の有限責任と債権者の保護のバランスをとるために、会社法上の日本版 LLC と株式会社は、債権者保護を目的とする財務情報の厳格な公開義務等を負っている。また、日本版 LLP も、財務情報の公開義務や、出資の全額払込、財産分配規制など、日本版 LLC に類似する義務を負う。

課税は、組合組織の場合には構成員課税となるが、日本版 LLC や株式会社は、法人課税となる。

新たに創設される日本版LLPと日本版LLCは、出資者の有限責任、内部関係を自由に契約で取り決めることができる点で共通している。また、共同事業を行うための新しい事業組織である点では同じであるが、組合組織である日本版LLPは、① 出資者の信用を前面に出す場合、② 期限のあるプロジェクト的な事業を行う場合（設立・解散が容易である）、③ ハイリスク・ハイリターンの事業を行う場合（構成員課税のメリットが大きい）に適していると言われる。これに対し、法人格を有する日本版LLCは、① 法人としての信用を重視する場合、② 永続的な事業を行う場合、③ 安定的な収益の事業の場合に向いているとされる[10]。

Ⅲ　日本版 LLP の活用方法

経済産業省は、日本版 LLP の具体的活用法について、いくつかの想定例を紹介している。コンテンツ産業などの専門人材集団による高度サービス産業のほか、メーカーの共同研究などの促進にも、日本版 LLP が役立つものと考えられている。以下に、想定例を 2 つ挙げておく。

[10] 石井　前掲論文注 2, p.31.

＜想定例　1＞　専門家によるソフトウェアの共同開発の場合

LLPで事業を実施するメリット	
•専門家の知識や技術の貢献に対して、柔軟に議決権や配当を設定できる。 •取締役などの設置が不要なため、機動的な経営が可能になる。 •赤字の場合には、各出資者の所得と通算できる。 •黒字の場合、LLPには課税されず、構成員の配当にのみ課税される。	•ソフトウェアの知的財産権を各構成員に帰属させた場合には、LLPを解散しても、権利の帰属が明確である。 •権利を一元化できない業務や報酬（第三者向けライセンス、サポート、ロイヤリティなど）を、組合契約で、決めることができる。

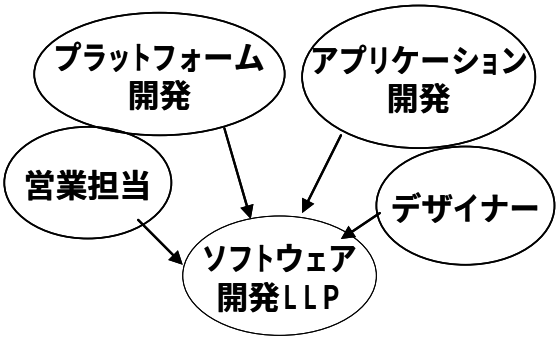

専門的な知識や技術を有する人材･企業が集まって、ソフトウェアを開発する場合。

＜想定例　2＞技術者が勤務先企業からスピンオフし、
勤務先企業とのジョイント･ベンチャーを設立する場合

株式会社で実施するデメリット	LLPで実施するメリット
•出資比率に応じて議決権や配当の割合が決まるため、専門家の知識や技術の貢献に報いることができない。 •取締役会などの設置が必要になり、機動的な経営が困難になる。 •赤字となった場合、各出資者の所得と通算できない。 •黒字の場合、法人税と配当への所得税の二重課税となる。	•技術者の出資を大きく上回る利益を配分でき、特許権の帰属等を当事者間で自由に決められる。 •取締役などの設置が不要で、議決権配分も自由に決められるので、技術者が企業と対等の決定権限をもつことができる。 •企業は、自社の一部門と同様の税制上の扱いを受けることができる。

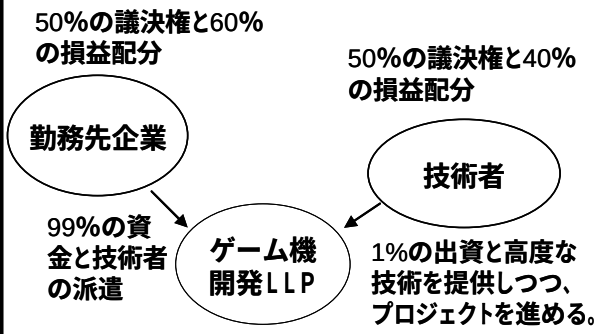

企業が有能な技術者の繋ぎ止め策として、スピンオフ･ジョイント･ベンチャーを設立。

（出典）社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会『日本版 LLP 制度に関する調査研究』2004.12,pp.9-18;「有限責任事業組合契約に関する法律（案）について」『METI 情報』通産情報社，2005.2.25,pp.4-5.　に基づき作成。

Ⅳ　英米等の LLP 制度

巻末の「表２」は、英国、米国、及びシンガポールの LLP 制度を比較したものである。以下に、それぞれの制度の概略を紹介する。

1　英国の LLP

会計事務所に対する高額の損害賠償訴訟が頻発したことから、無限責任の組合組織を利用していた大規模な会計事務所が、無限責任のリスクを回避できる新しい制度を強く要望していた。LLPは、そのような要望に応えたものである。英国では、LLPは法人格を有しながらも、従来の組合組織にならったため、構成員課税が適用されている[11]。課税当局は、構成員が合理的な利益配分契約に基づいて分配する場合には、その配分に基づいて課税を行う。それゆえ、LLPは、構成員ごとの利益配分を記載した申告書を、課税当局に提出する義務がある。利益の少ない非営利活動を行うLLPは、構成員が多いうえに、入れ替わりが激しいので、事務手続を軽減するために法人税を課すといった、柔軟な処理が行われている[12]。

LLPを利用している事例としては、法律事務所等が多いといわれている。しかし、あるアンケートによると、LLPに転換した、または今後転換を予定していると答えた法律事務所は回答の 11%に過ぎず、37%の法律事務所は転換の予定がなし、52%の法律事務所はどうするか分からないと回答している[13]。否定的な回答が多い背景には、LLPに転換すると、法律協会に払うべき保証金の額が 100 万ポンド（約 2 億円）から 150 万ポンド（約 3 億円）に増加するだけでなく、財務情報の開示義務が厳しくなることがあるためとみられる[14]。LLPは、中小企業の起業の原動力には、なりにくいという研究もある。その理由としては、① 標準的な定款がないため、起業支援会社などを利用してLLPを設立すると、費用が高額になってしまう、② 企業情報の開示に費用がかかる、③ 他の組織の会社であれば 1 人で設立できるが、LLPの場合は 2 人以上が必要である、④ 中小企業にとっては、構成員課税のメリットが大きな意味を持たない、⑤ 債権者は有限責任のLLPとの取引に不安を抱く、などが挙げられている[15]。

2　米国の LLP

米国では、LLCがLLPよりも早くから普及していた。LLCは、1977 年にワイオミング州で最初に導入された。背景には、科学技術の高度化に伴う産業リスクの高まりがあるといわれている。高度な技術を持ちながら、事業化したり、収益を上げることができずに破綻する、いわゆる「死の谷」を越えるのに、LLCが有用と考えられたのである[16]。

LLPは、1991 年にテキサス州で初めて導入された。LLPは、主に法律事務所や会計事務所といった専門家集団が、構成員の責任を限定するために、多く利用している[17]。2000 年にバーモント州がLLP制度を導入したことで、全州にLLP制度が完備した。連

---

[11] 多田雄司「英国のLLP制度の実態」『旬刊経理情報』1060 号,2004.9.10, pp.22-24.
[12] 同上, p.24.
[13] Bob Sherwood and Nikki Tait, “Protective switch spurned by lawyers: Limited liability partnership.” *Financial Times*, Jan. 27, 2005.
[14] *ibid*.
[15] Vanessa Finch and Judith Freedman, “The Limited Liability Partnership: Pick and Mix or Mix-Up?” *Journal of Business law*, Sept. 2002, pp.499-502.
[16] 齋藤旬「科学技術産業振興策としてのLimited Liability Company制度」『O plus E』27 巻 3 号, 2005.3, p.310.
[17]枡田淳二「アメリカの新しい事業形態[上]」『国際商事法務』26 巻 7 号, 1998.7, p.685.

邦税法上、法人ではない事業組織は、法人課税か構成員課税かのいずれかを選択することができる。このため、構成員課税を選択すれば、LLCとLLPは、税法上同じ扱いを受ける。構成員の責任の範囲については、LLC同様の有限責任にしている州もあれば、LLCとは異なる範囲にしている州もある。また、州によっては、弁護士等がLLCを用いることを禁じているため、有限責任とするために、LLPを使わねばならない州もある[18]。

3　シンガポールの LLP

シンガポールでは、2005 年 1 月にLLP法が成立し、同年 4 月から施行する。シンガポールは、LLP法の策定に当たり、英国のLLP法と米国デラウエア州のLLC法を参考にしたといわれる[19]。ただ、英国のLLPは、会社同様の手厚い債権者保護規定を有していることもあり、シンガポール政府が目的とする中小企業の活性化にはそぐわなかったとの指摘もある[20]。

シンガポールの LLP は、法人格を有しつつ構成員課税が適用される点や、構成員が有限責任を負い、不法行為や職務懈怠の場合には当該構成員と LLP 自体が責任を負う点で、英国の LLP と共通している。

4　その他の国の LLP

上記の国々のほかに、ジャージー島[21]やカナダでも、LLP制度が導入されている。租税回避地として有名なジャージー島は、国際的な金融の中心地であるとの自負から、会計事務所等が活用することを目的に、1996 年に英国に先立ち、ジャージー島LLP法を施行した。ジャージー島LLP法は、技術等の出資を認めているほか、LLPの規模にも制限はない。また、LLP自体が債権者に対して責任を負い、構成員の変更はLLPの財産に影響を与えない形になっている。債権者保護の手段として、LLPは、500 万ポンド（約 10 億円）の保証金を提出しなくてはならず、それができない場合には、構成員は有限責任のメリットを享受できない。しかし、最も効果的な債権者保護手段は、債権者に対するLLPの財務情報の開示であると指摘されている[22]。

カナダでは、各州がLLP制度を採用している。例えば、オンタリオ州では 1998 年にパートナーシップ法を改正し、専門家集団だけがLLPを利用することができるLLP制度を採用した。オンタリオ州法は、債権者保護を目的として、責任保険への加入と情報開示をLLPに求めている[23]。ブリティッシュ・コロンビア州でも、2004 年にパートナーシップ法が改正され、LLPの利用が可能になった。州政府は、カナダの他の州

---

[18] 枡田淳二「アメリカの新しい事業形態[下]」『国際商事法務』26 巻 8 号, 1998.8, p.796.

[19]石井芳明・渡邊佳奈子「日本版LLP制度の導入に向けて」『商事法務』1710 号, 2004.10.5, p.37.

[20] 同上, p.38.

[21] 英国本土から 160km離れた、チャネル諸島に位置する英国王室の属領。連合王国には含まれないため英国の法律等は適用されず、独自の政府と議会を有している。

[22] Angelo Veljanovski, “New Developments in Partnership Law: The Limited Liability Partnership.” *Current Commercial e-zone*, vol.8 no.1, (Jun, 2002), <http://www.lawbookco.com.au/academic/ccl-ezine/pdf/vol8issue1_DevsPartnership.pdf > (last access: 2005.3.22)

[23] *ibid.*

にLLPの導入で遅れをとっていた同州も、ようやくLLPの利用が可能になり、事業を行いやすくなると評価している[24]。

おわりに

諸外国では、LLP を法律事務所や会計事務所などの専門家集団が、顧客からの訴訟等に備えて、構成員の責任を限定するために利用することが比較的多い。これに対し、シンガポールのように、産業振興の目的で LLP 制度を導入する国もあり、日本版 LLP 制度の導入も同じ方向にあると思われる。

将来の経済成長をもたらす産業・技術を予測することは困難であるが、行政や政治による判断で特定の分野に助成金を出すよりも、マーケット自身に競争力強化の「タネ」を探し出させる方が良い[25]といわれる。日本版LLPも、民間企業がこの「タネ」探しの共同プロジェクト等を実施する際に、事業組織として活用することが望まれる。

[24] Institute of Chartered Accounts of British Columbia ホームページ、”BC to Allow for LLPs.” (Mar 14, 2005), <http://www.ica.bc.ca/> (last access 2005.3.22)
[25] 齋藤,前掲注 16, pp.313-314. 欧州産業審議会委員長ダービー氏の発言。

＜資料＞

表１　事業組織の比較

	組合（民法　明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）	投資事業組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律　平成 10 年 6 月 3 日法律第 90 号）	LLP（有限責任事業組合契約に関する法律案）	LLC(合同会社)（会社法案）	株式会社（会社法案）
法人格	なし			あり	
名称・登記	名称の確定は不要。登記の義務はない。	組合の名称、所在地、無限責任組合員の氏名・住所等を登記しなくてはならない（第 17 条）。	組合名称と所在地、事業を登記しなくてはならない（第 57 条）。	商号確定、設立登記	
事業目的	組合員による共同の事業であればよい。	第 3 条により、投資に関する目的である旨が定められている。	共同で営利を目的とする事業を行う。	特に制限はない。	
内部関係	自由に取り決めることが可能（議決権や損益の配分など）				定款自治 (取締役会・株主総会)
構成員の責任	全組合員が無限責任を、併存的に負う。債務は分割債務となる。	無限責任組合員と有限責任組合員がそれぞれの範囲の責任を負う。	有限責任（出資の範囲内）		
課税の方法	構成員課税（分配利益に対する課税のみ）			法人課税	
債権者の保護/情報開示	組合員の無限責任	・ 財務諸表等の閲覧･謄写権（第 8 条） ・ 財産分配規制(第 10 条)	・財務諸表等の閲覧・謄写権（第 31 条） ・出資の全額払込主義（第 3 条） ・財産分配規制（第 36 条等）	・ 計算書類の閲覧･謄写権 ・ 出資の全額払込主義 ・ 財産分配規制	・ 計算書類の閲覧･謄写権 ・ 取締役の対第三者責任 ・ 監査役の対第三者責任 ・ 会社組織再編などの際の各種債権者保護手続

（出典）民法、投資事業組合法、LLP 法案、「会社法制の現代化に関する要綱案」などに基づき作成。

表２　海外の LLP 制度

	英国（2001 年 4 月施行）	米国（各州法）	シンガポール（2005 年 1 月 25 日法案可決）
導入状況	約 1 万以上（2004 年 3 月末の時点で、7,396）	1991 年にテキサス州が導入したのを皮切りに、現在全州で採用されている。ほとんどの州では、LLP の登録は 1 年間だけ有効で、毎年新たな登録が必要。	2005 年 4 月から施行。
法人格	あり	なし	あり
名称・登記	名称の表記に LLP の呼称を含む必要がある。設立文書の登録が必要。	各州当局に届出が必要である。ほとんどの州は、名称と主たる事業所の住所の登録を要求している。	名称の表記に LLP の呼称を含む必要がある。設立文書の登録が必要。
事業目的	登録時に特に記載は要求されていない。	登録時に、事業内容の申告を要求する州がある。	登録時に、事業内容の申告が必要である。
内部関係（利益分配の決め方等）	契約自由（強行規定は置かれず、設立の際に規定する LLP 契約に委ねる。） LLP 契約で合意に至らなかった場合、①すべての構成員の出資持分と利益持分は平等、②すべての構成員は LLP の経営に関わる、③意思決定は構成員の多数決で行う、④事業のあり方など重要な決定は全員一致、⑤新規構成員の加入は全員一致。	原則として契約自由	契約自由（強行規定は置かれず、設立時の LLP 契約に委ねる。）
構成員の責任	有限責任（但し、不法行為や職務懈怠の場合には当該構成員と LLP 自体が無限責任を負う。）	他のパートナーによる不法行為と契約責任の両方について有限責任のみを負うのが一般的である。	有限責任（但し、不法行為や職務懈怠の場合には当該構成員と LLP 自体が無限責任を負う。）
課税の方法	構成員課税。損益操作防止ルールがある。法人格を有するため、外国では法人課税となる。	連邦税法上、法人ではない事業組織の多くは、構成員課税か法人課税かを選ぶことができる。	構成員課税。二重課税は生じないが、損失との通算は LLP でなければできないため、税制上はメリットがある。
債権者の保護	情報開示義務、分配規制、倒産法の適用	責任保険への加入、現金の分別保管を義務付けている州もある。	計算書類の登録義務はないが、支払い能力について、毎年報告義務がある。債務超過時の利益分配禁止。会社組織同様の倒産法制を適用。
問題点	中小規模の事業体には使いにくい。会社同様の開示義務があり、非公開で事業を行いたい者には不都合である。計算書類の作成・管理のコストが高くなる。	LLP の申告自体には税額がかからず、税務監査が困難。内国歳入庁は、正確な構成員課税に力を入れ始めている。	

（出典）石井芳明・渡邊佳奈子「日本版 LLP 制度の導入に向けて」『商事法務』1710 号, 2004.10.5, pp.34-41.その他の資料に基づき作成。